

①感染者からの感染可能性がある期間は？

- ①感染者が有症状の場合：症状が出た日の2日前（ 年 月 日）から
- ②感染者が無症状の場合：検体を採取した日の2日前（ 年 月 日）から療養解除の基準（10日間）を満たすまで

②上記の期間中に感染者の出勤がありましたか？

はい

いいえ

事業所内の濃厚接触者はいないと判断して構いません

③感染者と下記いずれかの接触があった従業員はいますか？

- 感染者と同居または長時間の接触があった
- 手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、マスクをきちんと着用せず、感染者と15分以上の接触があった
- 適切な感染防護（マスク着用など）なしに感染者を診察、看護もしくは介護をした
- 感染者の気道分泌液もしくは体液等に直接接触した可能性が高い

※濃厚接触者の定義は国立感染症疫学センターの「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査（令和3年1月8日版）のものです

（参考）濃厚接触の可能性が高い場面の例

- ・ 近距離で、飲食しながら会話をした
- ・ 休憩室や更衣室でマスクをしないで会話をした
- ・ 喫煙所で、一緒に喫煙をした
- ・ 近い座席で長時間を過ごした
- ・ 換気の悪い空間（車内等を含む）で長時間一緒に過ごした

はい

いいえ

- 濃厚接触の可能性のある従業員はいませんが、陽性者の最終出勤日から10日間は事業所内で症状のある人がいないか確認してください
- 症状が出現した従業員がいる場合は、速やかに医療機関を受診するよう促してください

上記いずれかに該当する従業員は濃厚接触者の可能性があります

- 感染者と最後に接触した日から10日間は健康観察期間として自宅待機としてください
- 健康観察期間中の行動については、新潟県ホームページ「濃厚接触者の定義に該当する方へ」をご案内ください。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/noukousessyoku.html>